

会 見 年 月 日	令和6年6月28日（金曜日）		
担 当 課	社会福祉課	（担当者名：高見、和田）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6809	（内線 2142）	FAX：0791-45-3396

第74回 「社会を明るくする運動」の実施について

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

1. 趣 旨

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、この度、赤穂市、相生市、上郡町の保護司会を中心に実行委員会を構成し、下記のとおり事業を実施します。

2. 期 間

令和6年7月1日～7月31日（1ヵ月）

3. 内 容

月 日	事業内容	場 所
7月1日（月）	街頭啓発一斉行動日 午前10時～11時	①イオン赤穂店前 ②主婦の店赤穂店前 ③主婦の店塩屋店前 ④主婦の店尾崎店前 ⑤パオーネ
7月8日（月）	実施委員会開催	赤穂市役所
7月27日（土）	公開ケース研究会開催 午後2時～	赤穂市総合福祉会館
7月中 強調月間	<ul style="list-style-type: none"> ・ のぼりによる啓発 ・ 懸垂幕掲揚 ・ 標語パネル掲示 ・ ポスター掲示 	各地区公民館 市役所庁舎前 公共施設等 自治会外

4. 主 唱

法務省

想う、

ときには足をとめ。

誰だって、すぐには本音を話せない。

誰だって、すぐには希望を抱けない。

誰だって、すぐには変わることができない。

でも、たとえ時間がかかっても、

たとえ過去にあやまちがあっても、

誰かと一緒なら希望はある。

声をかけ、背中を押し、

あきらめずに寄り添い続ける。

信じて待つ人の存在は、

立ち直りへの大きな力になるだろう。

私たちの「待つ時間」は、

きっと誰かの「変わっていく時間」。

主唱 /  法務省
MINISTRY OF JUSTICE

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 第74回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”
強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

🔍 検索

問い合わせ先：赤穂市 社会福祉課 いきがい福祉総務係 TEL：0791-43-6809 FAX：0791-45-3396

更生ペンギンの
サラちゃん

更生ペンギンの
ホゴちゃん

